

社会福祉法人 愛火の会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛火の会(以下「法人」という。)の定款並びに社会福祉法第45条の35及び関係法令に基づき、役員及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬、賞与その他の職務執行の対価(以下「報酬等」という。)並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)役員 理事及び監事をいう。
- (2)常勤理事 法人を主たる勤務場所とし、継続的に法人の業務を執行する理事をいう。
- (3)非常勤役員 常勤理事以外の理事及び監事をいう。
- (4)報酬等 報酬、賞与その他名称のいかんを問わず、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5)費用 職務執行に伴い発生する旅費、交通費、宿泊費その他の実費をいい、報酬等とは区分する。

(基本原則)

第3条 役員等の報酬等は、その職責、勤務形態、職務内容、法人の財務状況、職員給与、同種・同規模法人の支給状況その他の事情を総合的に勘案し、不当に高額なものとならないよう定める。

2 報酬等は、評議員会の承認を受けたこの規程及び別表に従って支給し、理事会その他の機関が別表を超える額を個別に定めることはできない。

(報酬等の総額)

第4条 理事及び監事に支給する報酬等の総額は、各会計年度につき20,000,000円以内とする。

2 評議員に支給する報酬等の総額は、定款に定める額の範囲内とする。

3 役員等に対する退職慰労金その他の退任時給付は支給しない。ただし、別に評議員会の承認を受けた支給基準を定めた場合は、この限りでない。

(常勤理事の月額報酬)

第5条 常勤理事の月額報酬は、別表第1に定める額とする。

2 月額報酬は、役員としての職務執行の対価であり、職員としての労務の対価とは明確に区分する。

3 個人別の報酬額は、評議員会の承認を受けたこの規程及び別表の範囲内で、理事会が決定する。

(常勤理事の賞与)

第6条 常勤理事には、別表第2に定めるところにより、6月及び12月に通常賞与としてそれぞれ月額報酬1か月分を支給する。

2 前項の通常賞与に加え、別表第3に定める支給条件をすべて満たした場合に限り、月額報酬1か月分を上限とする業績賞与を支給することができる。

3 業績賞与の支給に当たっては、最新の決算数値、資金収支見込み、借入金返済状況、現預金残高並びに職員給与、社会保険料及び税金の支払状況を記載した判定資料を作成し、理事会の審議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

4 通常賞与又は業績賞与の支給基準、支給月数又は年間上限額を変更するときは、理事会が改正案を決定し、評議員会の承認を受けるものとする。

(非常勤役員及び評議員の報酬)

第7条 非常勤役員及び評議員が、理事会、評議員会、監査その他法人の職務に従事したときは、別表第4に定める日額報酬を支給する。

2 同一日に複数の会議又は職務に従事した場合の日額報酬は、重複して支給しない。

3 オンライン会議への出席については、別表第4に定めるオンライン出席額を支給する。

(職員を兼務する理事)

第8条 職員を兼務する理事に対する職員給与は、給与規程その他法人の職員給与に関する規程に基づき、職員としての労務の対価として支給する。

2 前項の職員給与と、この規程に基づく役員報酬等は、職務内容、勤務時間、算定根拠及び会計処理を区分し、同一の職務又は時間に対して重複して支給してはならない。

3 職員給与を受ける理事に役員報酬等を支給するときは、別表に明記し、評議員会の承認を受けるものとする。

(費用弁償)

第9条 役員等が職務執行のために負担した旅費、交通費、宿泊費その他の必要な費用は、法人の旅費規程その他の内部規程に基づき、証憑を確認した上で実費を弁償する。

2 費用弁償は報酬等とは別に支給する。ただし、同一の費用について重複して支給してはならない。

(支給日及び支給方法)

第10条 常勤理事の月額報酬は毎月25日に支給する。ただし、支給日が金融機関の休業日に当たるときは、その直前の営業日に支給する。

2 賞与は6月及び12月に支給する。具体的な支給日は、法人が定める給与支給日に準ずる。

3 非常勤役員及び評議員の日額報酬は、原則として当該職務に従事した月の翌月末日までに支給する。

4 報酬等は、本人名義の金融機関口座への振込みにより支給する。ただし、本人の同意がある場合その他やむを得ない場合は、現金で支給することができる。

5 法人は、法令に基づき所得税その他必要な金額を控除する。

(就任又は退任時の月額報酬)

第11条 月の中途に常勤理事に就任し、又は退任した場合の月額報酬は、その月の暦日数を基礎として日割計算する。ただし、死亡により退任した場合は、その月の全額を支給する。

2 前項の日割計算により生じた1円未満の端数は、これを切り捨てる。

(特別の利害関係を有する者の取扱い)

第12条 役員等の個人別の報酬等又は当該役員等に直接関係する支給の取扱いを審議するときは、当該役員等は、法令及び定款に従い議決に加わらず、必要に応じて退席する。

2 前項の審議及び決議の経過は、議事録に明確に記録する。

(妥当性の検証及び記録)

第13条 理事会は、少なくとも毎会計年度1回、役員等の職務内容、勤務実態、法人の財務状況、職員給与及び同種・同規模法人との比較等により、報酬等の水準及び支給根拠の妥当性を検証する。

2 前項の検証に用いた資料、審議経過、評議員会の承認記録、支給台帳及び源泉徴収に関する記録は、法人の文書管理規程に従い保存する。

(公表)

第14条 法人は、社会福祉法第59条の2その他の法令に基づき、この規程をインターネットの利用その他適切な方法により公表する。

(外部委員等の取扱い)

第15条 第三者委員、苦情解決委員その他の外部委員に対する謝金等は、この規程の対象外とし、別に定める規程又は支給基準により取り扱う。

(補則)

第16条 この規程の運用に必要な事務手続その他の細目は、この規程及び別表の範囲内で、理事会の決議を経て理事長が定める。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会が議案を決定し、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規定は令和7年4月1日より施行する。

この規定は令和8年4月1日より施行する。

この規定は令和8年9月20日より施行する。

別 表

別表第 1 常勤理事の月額報酬

区分	月額	年額換算(参考)	備考
理事長	600,000 円	7,200,000 円	月額報酬 12 か月分
その他の常勤理事	0 円	0 円	支給する場合は本規程及び別表を改定し、評議員会の承認を受ける。

別表第 2 常勤理事の賞与

区分	6 月	12 月	年間賞与額(参考)
理事長	月額報酬×1.0 か月	月額報酬×1.0 か月	1,200,000 円
その他の常勤理事	支給なし	支給なし	0 円

注:理事長の月額報酬及び通常賞与の年間合計は 8,400,000 円である。業績賞与を支給する場合を含めても、年間総額は 9,000,000 円を超えない。

別表第 3 理事長の業績賞与の支給条件

番号	支給条件	確認資料
1	業績賞与支給後の経常増減差額が 8,000,000 円以上であること。	決算書又は年度見込表
2	年間 5,160,000 円の借入金元金返済を計画どおり実施していること。	返済予定表及び返済実績
3	業績賞与支給後の現預金残高が 15,000,000 円以上と見込まれること。	預金残高及び資金繰表
4	職員給与、職員賞与、社会保険料及び税金に未払いがないこと。	給与台帳、納付記録等
5	理事会の審議を経て、評議員会の承認を受けること。	理事会及び評議員会議事録
6	対象となる理事長が、自己の報酬に関する理事会の審議及び採決に加わっていないこと。	理事会議事録

注:業績賞与は、個人の借入金返済その他の個人的事情を支給理由とせず、上記条件の判定資料に基づいて決定する。

別表第 4 非常勤役員及び評議員の日額報酬

対象	対象となる職務	対面等	オンライン出席
非常勤理事	理事会への出席、法人の依頼による職務	8,000 円/日	4,000 円/日
監事	理事会・評議員会への出席、監査、監査報告、法人の依頼による職務	8,000 円/日	4,000 円/日
評議員	評議員会への出席、法人の依頼による職務	8,000 円/日	4,000 円/日

注 1:オンライン出席額は、オンライン会議システムを利用して会議に出席した場合に適用する。

注 2:会議等への出席に要した交通費その他の実費は、第 9 条により別途弁償する。